



## 行革元年スタート ～プランの実践パート1～

昨年策定した第3次和寒町行政改革大綱（H18～H22）に基づき、3月の定例町議会で条例改正や予算の議決を得て4月1日から町民の皆さんから新たに負担をいただく内容や実施（廃止・改正）する行政サービスなどは次のとおりです。詳しい内容については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

### 手数料・使用料の一部改正

手数料の名称	単位	金額	
住民票の写しの交付	1枚につき	200円	
住民票の閲覧	1件につき	400円	
農業経営基盤強化促進法に基づく囀託登記	1所有権移転登記	1件につき 2筆以上の場合1筆増すごとに	3,000円 300円
	2土地表示変更登記	1件につき 2筆以上の場合1筆増すごとに	1,500円 300円
	3登記名義人表示変更登記	1件につき	1,500円
換地処分証明	1件につき	200円	

※三和牧場使用料6ページ参照・塩狩峠記念館入館料7ページ参照・パークゴルフ場利用料16ページ参照

※1：地方自治法の規定により収入役は置かないことができることから、助役が収入役の事務を行い、出納室に新たに室長を置き収入役の事務を補助することになります。

### 人件費・組織関係

#### 廃止になるもの

収入役(※1)、農業所得連絡会議、健康づくり推進協議会、在宅介護支援センター、町立歯科診療所(※2)、町政モニター制度

#### 縮小・減額になるもの

職員数・人件費、特別職・議員・各種委員の報酬・費用弁償

#### 新設されるもの

和寒町地域包括支援センター

3～5%の引き下げ

※2：現歯科医師に売却することにより「町立歯科診療所」は廃止となりますが、新たな歯科診療施設として運営されることとなります。

### 報償・補助金関係

費用の1/3、8,000円が限度

#### 補助制度が廃止になるもの

チャイルドシート購入補助、楡の里人づくり基金事業（定住促進補助・国内研修補助）、融雪槽等設置補助、生ごみ減量化容器等購入補助、高齢者研修旅行補助（宿泊）、資源循環畜産環境整備事業補助、私道橋改修補助、にれの大樹祝金（喜寿）

5万円を3万円に引き下げ

#### 交付額や補助率または補助限度額が引き下げになるもの

楡の里人づくり基金事業（国外研修補助）、農業・商工業後継者花嫁対策報償、各種団体運営補助金、納税報奨金、衛生害虫駆除補助、敬老会補助、農業高度活性化事業補助、B & G海洋セミナー・海洋クルーズ参加補助、企業振興促進補助、にれの大樹祝金（白寿）、除間伐推進事業補助、シルバークラブ物品購入助成金（段階的）、にれっこ祝金

#### 制度が拡充するもの

インフルエンザ予防接種補助（生活保護受給者）、寝たきり老人等介護手当

新生児1人につき一律2万円

### 事務事業関係

月額5千円の増額

#### 事業が廃止になるもの

学童歯科検診、表彰式祝賀会、農事組合長研修会、ハダンキョウワイン製造、保健衛生職員養成奨学資金貸付制度、結婚相談員制度、区長研修会

年1回実施

#### 事業が縮小になるもの

福祉運動会

※プランの実現に向けた取組みについて、今後シリーズでお知らせすることにしており、来月号では行政改革による効果額などについて掲載を予定しています。